

#### 【4】摩訶波闍波提の出家

[0] 摩訶波闍波提の事績としてはもっとも重要な、その出家と比丘尼の制の誕生について検討する。ただし出家については主に本節で扱い、比丘尼の制の誕生については次節で扱う。

[1] 摩訶波闍波提の出家と比丘尼の制の誕生に関する資料には次のようなものがある。

[1-1] A文献資料には次のようなものがある。

- (1) 一時釈尊は釈鞿瘦に遊び、迦維羅衛城尼拘類樹園で夏坐を過ごされようとした。そのとき瞿曇彌大愛が女性も第四沙門果を得られるのか、女性も出家できるのか、と質問した。世尊はそういう考えは持つなと教えられた。

雨安居が終わったときにも質問したが、そのときにも世尊は同様に答えられた。

その後、釈尊は遊行に出られて那摩提<sup>(1)</sup>に到着された。瞿曇彌大愛と舎夷の諸老母も釈尊の後を追って、那摩提に行って那摩提毘尼精舎に住した。そしてここでも釈尊に先のような質問をした。そして釈尊はまた先のような答えられた。そこで大愛は足を汚し、身体中塵土にまみれて、門外に立って泣いていた。見かねた阿難は、釈尊は女性に第四沙門果は得られるのか、出家できるのか、と質問した。釈尊は「そのように考えてはならない、もし女がこの正法律中に出家すれば、この梵行を久住させることができない。もし女多く男の少ない家は隆盛するだろうか、稲田や麦田のなかに穢生があれば必ずその他は壊するだろう。このようにもし女がこの正法律中に出家すれば、この梵行を久住させることができない」と答えられた。そこで阿難は釈尊に「瞿曇彌は釈尊を養育して饒益されました（この説得のことばの詳細については【2】の[1]を参照されたい。以下同じ）」と言った。釈尊も「大愛には私のところで三帰・五戒を得せしめ、四諦を成就せしめた饒益がある」と答えられた。そして釈尊は「猶如魚師及魚師弟子深水作塢。爲守護水不令流出」として、八尊師法の奉持を条件に比丘尼になることを認められた。阿難はこれを瞿曇彌大愛に伝え、彼女は「我尽形寿頂受奉持」と答えて比丘尼となった。

そうして後に大比丘尼サンガが形成され、王者にも尊敬されるようになった。そこで大愛道は他の比丘尼たちと阿難のところを訪れ、「年少の比丘で新たに出家した者には、比丘尼に稽首し敬礼するようにさせてもらいたい」と申し入れた。これを聞かれた釈尊はもし女性が出家しなければ仏教の沙門はより尊敬されたであろうが、これがために千年留まるべき正法が五百歳に減じたと言われた。『中阿含』116「瞿曇彌経」（大正01 p.605上）

(1) 赤沼固有名詞辞典では「那摩提」を Nādika に比定している。もしそうならヴェーサーリーの近郊にあった村であって、ここには Giṅjakāvasatha（煉瓦堂）という精舎があった。

- (2) あるとき釈尊は釈迦国のカピラヴァットゥのニグローダ園に住された。そのときマハーパジャーパティー・ゴータミーは釈尊の所へ行って、三度出家を願いでたが許可されなかった。

釈尊は随意の間、カピラヴァットゥにとどまって後、ヴェーサーリーへ向かって遊行され、大林重閣講堂にとどまられた。マハーパジャーパティー・ゴータミーは髪を除き

袈裟衣を著け (kese chedāpetvā kāsāyāni vatthāni acchādetvā)、多くの釈迦族の女とともにヴェーサーリーへ向かって遊行し、釈尊のおられる大林重閣講堂に至り、足を腫らし、身体中埃まみれになって、悲泣して、門外に立っていた。阿難は同情して、釈尊の所へ行って、三度女性の出家を許されるようにと願った。しかし釈尊は三度退けられたので、女人は預流・一來・不還・阿羅漢の四果を現証できないのか、養母として大恩のある方ではないかと説得し、八重法 (aṭṭha garudhamma) を受ければ具足戒とするという承諾を得た。阿難はその八重法をマハーパジャーパティーに伝え、出家が許された。釈尊は正法が千年住するところが五百年に減ったことを歎かれ、「譬えば、家に女多く男少ない時、盜賊が侵し易い。稲田に白カビという疫病が発生すれば稲田は久住しない。そこで大池に堤防を設けて水の氾濫を防ぐように八重法を制して遵守させるのである」と説かれた。AN.008-006-051 (vol.IV p.274)

- 〈3〉 そのとき世尊は釈迦国・カピラヴァットウのニグローダ園におられた。時にマハーパジャーパティー・ゴータミーは釈尊に「女人が如来所説の法と律とに於いて家を出て出家することを許してください」と三度願い出たが、釈尊は拒否された。

世尊は随意の間カピラヴァットウに住されてからヴェーサーリーに行かれ、大林重閣講堂に住された。マハーパジャーパティー・ゴータミーは髪を除き、袈裟を着て、多くの釈迦族の女性と一緒にヴェーサーリーまで釈尊についてきて、足を腫らし、身体中埃まみれになって泣きながら門前に立っていた。阿難はこれを見て同情し、代わって懇願したが、また三度まで拒否された。そこで阿難は、釈尊に女人は預流・一來・不還・阿羅漢の四果を得られないのか、養母として大恩のある方ではないかと執りなし、八重法を受ければこれを具足戒となすとの承認を受けた。マハーパジャーパティー・ゴータミーは「大徳阿難、我は八重法を受けて尽形寿犯さじ」と応え、阿難はこれを釈尊に伝えた。釈尊は正法が千年住するところが五百年に減ったと歎かれ、「譬えば、家に女多く男少ない時、盜賊が侵し易い。稲田に白カビという疫病が発生すれば稲田は久住しない。そこで大池に堤防を設けて水の氾濫を防ぐように八重法を制して遵守させるのである」と説かれた。

そしてこの後、他の女性たちは比丘から具足戒を受けるようにと指示された。Vinaya 「比丘尼毘度」 (vol.II p.253)

- 〈4〉 そのとき世尊は釈迦国・尼拘律園におられた。摩訶波闍波提が五百人の釈迦族の女性と出家を願い出たが、女人が仏法中に出家すると、仏法を久しからざらしめるとして許されなかった。

世尊は釈迦国からコーサラ国へ行き、コーサラ国から舎衛城・祇園精舎に至られた。摩訶波闍波提も五百人の釈迦族の女性と一緒に剃髪し袈裟を着けて祇園精舎に行き、足を破り、塵土にまみれて、泣きながら門前に立っていた。阿難が同情して、女性の出家を願うと、「女人が仏法中に出家すると、仏法を久しからざらしめる。例えば男が少なく女が多いと家が衰微する。稲田に霜雹を被ると即時に破壊するようなものだ」として拒絶された。そこで阿難は「摩訶波闍波提は養母として大恩のある方ではないか」と説得した。釈尊は摩訶波闍波提も私に仏法僧に帰依し、五戒を受け、須陀洹果を得せしめたという恩がある、と答えられた。そこで阿難はさらに女人は四果を得られないのかと

詰め寄り、人が大水上にあって、橋梁を安んじて渡るように、八盡形壽不可過法を具足戒法とするという承認を得た。摩訶波闍波提は「我及五百舍夷女人当共頂受」と阿難に応え、阿難はこの旨を釈尊に報告した。釈尊は正法が五百年に減ったことを歎かれ、阿難はこれを聞いて楽しまなかった。『四分律』「比丘尼撻度」（大正 22 p.922 下）

- 〈5〉 そのとき世尊は舍夷国に帰られる途中で、未だ迦維羅衛城に至らない尼拘類樹の下に止まられた。浄飯王は出迎え出家を願い出たが、出家しても所得がないと三帰・五戒を与えられた。宮廷に帰った王は「もし如来正法律中において出家するを欲するなら許そう」と庭中に三唱した。これを聞いて摩訶波闍波提瞿曇彌が五百人の釈迦族の女性と共に仏所に到り、新衣の布施を申し出るが僧伽に布施するよう指示された。更に女人が出家して具足戒を受けることを三度、願い出たが、「往古の諸仏もみな許されなかった。女性たちは在家のまま剃頭し、袈裟衣を着けて勤行精進して道果を得た。未来の諸仏もみなそうされる」として、許されなかった。

世尊は迦維羅衛城から舍衛城・祇園精舎に遊行された。瞿曇彌も五百人の釈迦族の女性と一緒に自ら剃頭して、袈裟衣を着け、泣きながらついて行って、祇園精舎の門前に立っていた。阿難はこれを見て同情し、釈尊に女性の出家を願い出たが、先のような理由を語られて許されなかった。そこで阿難は瞿曇彌は養母で大恩があることを主張した。世尊は瞿曇彌も私に恩がある、私によって三宝に帰依するようになったからだと語られた。そこで阿難は今度は女人が出家して四道果を得ることができないのでしょうか、もしできるのならなぜ許されないのでしょうかと説得した。世尊は八不可越法を受けることを条件に承認された。阿難がこれを伝えると、瞿曇彌は遙に仏足を礼して八法を受けたが、比丘尼が比丘の大小にしたがって礼することを許されたいと言った。世尊はそれを許されず、釈尊は正法が千年から五百年に減った、猶如人家多女少男当知其家衰滅不久と歎かれ、またもし女人が出家しなければ自分の涅槃の後でも比丘たちは尊敬を受けたであろう、と言われた。これを聞いて阿難は悲しんだ。世尊は魔がお前を覆っていたのだと慰められた。『五分律』「比丘尼法」（大正 22 p.185 中）

- 〈6〉 仏は舍衛国におられた。そのとき長老の優波離が「摩訶波闍波提瞿曇彌は八重法を受け、これが出家受具足戒で、比丘尼法を成じました。余の比丘尼はどのようにすればよいのでしょうか」と質問した。「現前白四羯磨をなすべし」と答えられた。『十誦律』（大正 23 p.290 下）

- 〈7〉 仏が迦維羅衛国の釈氏精舎に住されていたときのこと、大愛道瞿曇彌と五百釈女が出家を求めた。線経中に広説するが如きである。乃至仏は諸比丘尼に告げられた。今日より大愛道瞿曇彌比丘尼が僧の上座である。是の如く持せよ、と。そのとき大愛道瞿曇彌は仏に言った。「世尊は比丘尼の為に八敬法を制されました。広く解説していただけませんか」と。そこで仏は解説された。八敬法を得るといのは……。『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.471 上）

- 〈8〉 一時世尊は釈羈瘦迦維羅衛城尼拘盧園で雨安居を過ごされた。そのとき大女人瞿曇彌が世尊を訪れ、女人は四沙門果を得られるでしょうか、女人がこの法律中に出家学道することができないでしょうか、と質問した。世尊は女人が出家することを許されず、常に剃頭して袈裟をつけ、梵行を行えと説かれた。

雨安居が明けたときにも同じような問答が交わされた。

世尊は遊行して那婆提に至られ、那婆提耆尼舎に住された。そこでも瞿曇彌と諸老女人は同じような問答をした。そして足も洗わず、身体じゅう塵土まみれになって、門前に立って泣いていた。阿難が同情して、世尊に女人に四沙門果を得させ、出家させることを願い出た。世尊は「女人が出家すると、梵行は久住しない。女人が多く男子が少ない家は隆盛しないように、あるいは稲田に雷雨が降ると不饒益であるように」と拒絶された。そこで阿難は瞿曇彌は養母として恩のあることを主張した。世尊は瞿曇彌は三帰・五戒を受け、四諦に疑いがなくなったのであるから私にも恩があると言われたが、「猶若巧水底行若巧弟子、入於深水中而施羅網於中護水截水不令流」ように重法を受けるならと承認された。瞿曇彌はこれを受けた。

後に、瞿曇彌と老宿比丘尼たちは阿難のところに行って、新学の比丘はこれら老宿比丘尼に作礼承事することを許されたいと願い出た。世尊はこれを拒否され、女人が出家しなければ沙門はいつまでも尊敬を受けた、法の千歳続くところが五百歳に減じた、と説かれた。慧簡訳『瞿曇彌記果経』（大正01 p.856上）

- 〈9〉そのとき世尊は諸苾芻に告げて言われた。「我今称讚諸大声聞苾芻尼。亦於自果而修己徳、於我苾芻尼中有大声聞苾芻尼。棄於王族久為出家、清淨威儀常修梵行、摩訶波闍波提苾芻尼是」と。『阿羅漢具徳経』（大正02 p.833下）

[1-2] B文献資料には次のようなものがある。

- 〈1〉師は他の時にヴェーサーリーの重閣講堂におられた。その時に浄飯大王は白傘のもとで (setacchattassa heṭṭhā) 阿羅漢果を悟り入滅した。その時マハーパジャーパティーは出家の心を起こした (pabbajjāya cittam)。AN.-A. (vol. I p.337)
- 〈2〉八重法を一般に公布するに先立ち釈尊は秘かにこれを示し、マハーパジャーパティーは頭を下げてこれを受けた。彼女には釈尊の他に教師はいなかった。これが彼女の受具足であった。ある時ある比丘尼が「マハーパジャーパティーは和尚を持たず、独力で自分の手で黄衣を受けた」と批判した。これを聞いた他の比丘尼たちは不満で彼女と行事を共にすることを拒絶し、釈尊に告げた。釈尊は「私自身が八重法を与えた、私のみが彼女の師であり、和尚である」と応えて391偈をとらえられた。Dhammapada-A. (vol. IV p.150、Burlingame 訳 Book26-8 vol. III p.281)
- 〈3〉我々の師が出現して法輪を転じられ、順次に教導されるべきものたちを摂受しつつヴェーサーリーの重閣講堂におられた時に、浄飯大王は白傘のもとで (setacchattassa heṭṭhā) 阿羅漢果を悟り入滅した。それからマハーパジャーパティーは出家を望むようになって、師に一度出家を願い出て得られず、二度目の懇願では髪を落とし、袈裟をまとって *Kalahavivāda* 経<sup>(1)</sup>の教示の終わりに出発して、すでに出家していた500人の釈迦族王子たちの元の妻らとともにヴェーサーリーに行って、阿難長老から師に懇願してもらって、八重法によって出家と具足戒を得た。他の妻らも一緒に具足戒を受けた。

*Therīgāthā*-A (p.140)

(1) *Suttanipāta* 4-11

- 〈4〉世尊が重閣講堂におられたときマハーパジャーパティーは500人の釈迦族の女を率いて出家を懇願し許された。後に500人の比丘尼はナンダカの教誨を聴いて阿羅漢位を得

た。また世尊が舎衛城の近郊におられたときラーフラの母が「わが夫もわが子も出家してしまった。自分も出家して夫と子を眺めて暮らそう」と考えて出家した。……沙弥ラーフラは腹痛の母を見舞い、舍利弗がコーサラ王にもらった砂糖をふりかけた菴羅の果汁を与えて鎮めた。Jātaka 281 ‘Abbhantara-j.’ (vol. II p.392)

- (5) 釈尊が劫比羅城多根樹園におられた時、大世主が500 釈女と仏所に往詣して、「もし女人が出家して具足戒を得、梵行を修すれば第四の沙門果を得ることができるでしょうか」と質問した。釈尊は「あなたは在家で白衣を着して梵行を修しなさい。そうすれば長夜に安穩を得ることができるでしょう」と答えられた。そして三度出家を願い出たが、許されなかった。

それから釈尊は劫比羅城から販葦聚落に往かれた。大世主は500 釈女と共に自ら頭髪を剃り、赤色の僧伽毘衣を着けて釈尊を追った。世尊は彼住相思林に至られた。大世主は疲れ全身塵土にまみれて仏所に詣り、同じように三請するも「剃髪して、縵條衣を着て、一生梵行を修しなさい」と許されなかった。そこで涙を流し啼きながら門外に立っていた。阿難陀がこれを見て同情し、同じように「女人が出家して具足戒を得、梵行を修しても第四の沙門果を得ることができないのでしょうか」と質問した。世尊は「それは許されない。もし女人が出家すれば仏法は久住しない。例えば男が少なく、女が多い家は悪賊がその家を襲うであろう。また風雨霜雹に田が損なわれ、赤節病に損壊される如くである」と答えられた。そこで阿難は大世主が養母として大恩があることを主張すると、大世主も三歸五戒を得て、預流果を得たことにおいて私に恩があると言われ、「如種田人夏末秋初河渠之處堅修隄堰不使水流、溉灌田苗隨處充足」するように、女人が八尊敬法を受ければ出家することを許された。阿難がこのことと五百の釈女は苾芻にしたがって具足戒を受けるべきことを伝えると、彼女らはこれを受けて具足戒を得た。

鄢波離が自余の女衆はどうすべきかと尋ねると、大世主を首となし、500の釈女が尊敬法を受けたようにすべきであると答えられた。『根本有部律』「雜事」(大正24 p.350 中)

- (6) その時釈尊は迦維羅衛国の釈氏精舎に住された。時に大愛道瞿曇彌は仏所を訪ね、「女人も精進すれば沙門四道を得ることができると聞きました。仏の法律において出家させて下さい」と申し入れた。釈尊は「やめよ、瞿曇彌よ。法衣を着るものは盡壽清浄な梵行を修しななければならない」と言われた。そしてこのようなことが三度に及んだ。

釈尊が釈氏精舎から迦維羅衛国に入られたことを知って、仏所に至りさらに懇願したが、ここでも許されなかった。そしてこれが三度に及んだ。

雨安居を終えて国を出られた釈尊を追って大愛道と老母たちは那私県に至った。ここでも三度願い出るが許されなかった。そこで門外で破れた衣服を着、はだしで、ほこりまみれの身体で、疲れ切って立っている姿を見て、阿難が同情して、世尊に女人の出家を許されたいと仲介した。世尊は「止めよ、例えば女が多く男が少ない家は衰弱するように、今女人が我が法律中に出家すると梵行が久住しない。例えば稲田に悪露災気があれば穀物を傷つけるように、今女人が我が法律中に出家すると梵行が久住しない」と答えられた。そこで阿難は大愛道は養母として大恩があると言うと、世尊は「大愛道は自分によって三歸戒を受け、四諦を疑わなくなり、五戒を受けるようになった」と言われ、

八敬法を受ければ水を防ぐ堤防となるであろう、と説かれた。阿難がこれを大愛道に伝え、大愛道は喜んでこれを受けて比丘尼となった。

後に大愛道は阿難に、「なぜ梵行を久しく修した長老比丘尼が新受戒の比丘に作礼しなければいけないのでしょうか」と尋ねた。世尊はこれを聞かれて、もし女人が出家しなければ沙門はいつまでも尊敬された、しかし女人が沙門となったために、我が法は五百歳にして衰微すると語られた。『中本起経』（大正04 p.158上）

〈7〉その時世尊は已に女人を開き、其の出家を聴す。時において摩訶波闍波提は五百の釈女をして皆な悉く出家せしめ、仏法を光顕し、比丘尼衆を建立す。『仏本行集経』（大正03 p.870下）

〈8〉私（華色比丘尼）は「釈迦牟尼仏法の中には諸安穩多く諸衰悩なし」と聞いて、大愛道僞曇彌比丘尼所に詣り、出家し次第修習して道果を得た。その時仏姨母僞曇彌比丘尼は、一切比丘尼・式叉摩尼・沙弥尼・優婆夷・一切女人に次のように語った。自分は女人の出家をお願いしたが女人は執着があり、仏や転輪聖王や梵天になれない、だからと三請したが聴されなかった。そこで祇園を出て泣いていると、阿難が養母として大恩がある方ではないかと取りなしてくださった。仏は女人が仏法中に入れば正法は五百歳に減じると言われたが、阿難は過去の諸仏は四部衆を具えている、我が釈迦如来のみ具えていないと説得してくださって、八敬之法を守ればという条件で許可された。阿難は女人の出家のために大恩がある方であるから、阿難大師に至心に帰命して、二月八日と八月八日には至心に八戒齋法を受持すれば、私たちを護助してくださる、と。『大方便仏報恩経』（大正03 p.153中）

〈9〉又世尊言、於是阿難大愛道比丘尼若受八重法、則是出家之要、亦是禁戒、亦是比丘尼行。『尊婆須蜜菩薩所集論』（大正28 p.779中）

〈10〉（丈夫の解説の中で）四向四果皆名丈夫、非諸女人皆無向果……。此大生主雖是女人而入聖道、得果尽漏亦名丈夫。『大毘婆沙論』（大正27 p.894上）

[2] 以上のA文献資料を中心として、最大公約数的なものをまとめてみよう。

(1) あるとき（一時）釈尊は釈迦国のカピラヴァットゥのニグローダ園におられた。その時摩訶波闍波提が釈尊を訪ねて、女性が出家すれば沙門果が得られるのか、もしそうなら出家を許されたいと再三再四懇願した。このとき釈迦族の500人の女性も一緒であった。これを以下には「カピラヴァットゥでの懇願」と呼ぶ。

(2) 釈尊は女性が出家すると、仏法が廃れるという理由でこれを許されなかった。ただしこの理由をこの時に摩訶波闍波提に言われたとするものよりも、後に阿難が取りなしたときに言われたとするものの方が多い。また女性が出家すると仏法が廃れるのは、女性が多く男性が少ない家は興隆しない、稲田に雨雹が降ると稲田が荒れるが如しだとされる。これを「女性の出家が許されない理由」と呼ぶ。

(3) 釈尊はカピラヴァットゥから他所（ヴェーサーリーあるいは舎衛城など）に移られた。摩訶波闍波提らは後を追ひ、そこでも再三再四懇願するが、それでも釈尊は許されない。これを「釈尊の後を追う」と呼ぶ。

(4) 精舎の門外に、疲れ果て、埃にまみれて泣いて立っている女性たちを見て、阿難が

同情し、彼女らの願いを伝える。しかしここでも釈尊は許されない。そこで阿難は、摩訶波闍波提は仮にも世尊の養母であり、大恩のある方ではないかと説得する。これを「阿難の説得」と呼ぶ。

(5) 釈尊は摩訶波闍波提は自分によって三帰五戒を与えられ、四諦を疑わなくなった（預流果を得た）という恩がある、と応じられるが、八重法を守ることを条件に女性の出家を認められる。これを「八重法の制定」と呼ぶ。

(6) 阿難はこれを摩訶波闍波提に伝え、彼女は比丘尼になる。この時他の女性たちが同時に具足戒を受けたかどうかについては別に検討する。これを「摩訶波闍波提、比丘尼となる」と呼ぶ。

(7) 釈尊はこの報告を受け、正法が五百年に減じたと語られる。ただしこの語は、後に女性たちが、長老尼は若い比丘に敬礼しなくてもよいようにしてほしいと願い出たときに、語られたとするものもある。これを「正法五百歳に減ず」と呼ぶ。

以下に上記の一々について検討してみたい。

[3] 「カピラヴァットゥでの懇願」を検討する。これがいつのことであるのかがもっとも大きな問題である。

[3-1] この時点を〈1〉〈2〉〈3〉〈4〉〈5〉〈7〉〈8〉〈9〉などA文献資料のすべては「一時」あるいは「爾時」などとして、その時期を特定しない。B文献資料の〈4〉〈5〉〈6〉なども然りである。B文献資料の〈1〉〈3〉は浄飯王が入滅したときとするが、しかしA文献資料の〈5〉には浄飯王が登場する。また浄飯王が入滅した時としても、それがいつであったかが分からないかぎり判断材料にはならない。浄飯王の死については後に触れる。

[3-2] すべての資料はこれをカピラヴァットゥのニグローダ園での出来事とする。さらに〈1〉〈6〉はこれを釈尊が雨安居を過ごされたときのこととする。釈尊の「雨安居地伝承」ではカピラヴァットゥ城での雨安居は成道15年とされている<sup>(1)</sup>。

しかしこの因縁を詳しく記述するA文献のすべてには阿難が非常に重要な役回りで登場する。もっともそれは「カピラヴァットゥでの懇願」の場面ではないが、それほどのタイムラグがあるとは考えられない。この阿難は釈尊の成道20年に侍者になったとされるから、この点からいえばこの摩訶波闍波提の出家は釈尊成道20年以前ではありえない。しかも先に検討した新衣の布施の事績では摩訶波闍波提は未だ在家であり、そこにも阿難が登場する。したがってこれは新衣の布施の後のことでなければならない。カピラヴァットゥは舎衛城の近くであって、しばしば釈尊も立ち寄られたであろうから、仮に先の雨安居伝承が正しいとしても、この事績がこの年でなければならないということはない。

なお先のB文献資料の〈1〉〈3〉はこのときに浄飯王が亡くなったとする。これを信じるとすれば浄飯王の死も仏成道20年以降ということになる。

(1) 「モノグラフ」第6号 岩井【論文5】p.072参照

[3-3] この時点を特定するためには、摩訶波闍波提の出家の動機を考えてみることも必要であろう。自分の養育した子供が新進の宗教家として名声とみに高まっていたから、釈尊が成道後初めて故郷カピラヴァットゥに帰国された時、浄飯王と共に在家信者（優婆夷）となるところまではごく容易に理解できる。しかし女性の身で、王族の生活を棄てて家を出る

のは、それなりの動機あるいは契機がなければならない。その動機あるいは契機としては次のものが考えられる。

- ①コーサラ国による釈迦国侵略
- ②実子ナンダや孫ラーフラの出家
- ③浄飯王の死去

①は部族・民族の喪失であり、②③は家族・家庭の喪失である。それではこれらの出来事はいつ頃起こったのであろうか。

まず①のコーサラの毘瑠璃 (Viḍūḍabha) 王による釈迦国侵略があったのは、波斯匿王が瑠璃王子に王位を奪われた後のこととされる<sup>(1)</sup>。波斯匿王は在世中カーシ国をめぐってマガダ国と抗争を起こしたとされているが、この時マガダ国王はすでに阿闍世王になっており<sup>(2)</sup>、我々の推定によれば阿闍世王の即位は成道 37 年、釈尊 72 歳のときのことである<sup>(3)</sup>。しかも波斯匿王は釈尊と面会し、「我亦国王世尊亦法王、我亦利利世尊亦利利、我亦拘薩羅世尊亦拘薩羅、我亦八十世尊亦八十」<sup>(4)</sup>と述べたと伝えられるから、この事件が実際にあったとしても、釈尊の最晩年のことと考えられる。したがってこれを摩訶波闍波提の出家の動機あるいは契機とするには遅すぎる。

次に、②は最初の帰郷時のこととされるから浄飯王の存命中のことである。先にも触れたように、パーリの *Nidānakathā* はこれを成道からちょうど 1 年が経過した時とするが、我々はこれは成道 13 年ではないかと考えている。しかし阿難の関係からいっても、この時に摩訶波闍波提が出家したと考えるのは早すぎることは先に述べた通りである。

そこで残されるのは③であるが、〈5〉『五分律』ではここに浄飯王が登場して、宮廷の庭で出家したいものは許すと大声で叫んだので、摩訶波闍波提と 500 人の釈女が出家を願い出たことになっている。しかし他の資料には浄飯王は登場しない。

B 文献であるが〈1〉〈3〉や、難陀の姉妹とされる *Nandā* について考察した際に紹介した *Therīgāthā-A.* (vol. I p.79) は、「浄飯大王が般涅槃したときに (Suddhodana-mahārāje parinibbute) マハーパジャーパティー・ゴータミーとラーフラの母 (Rāhulamātā) は出家した」としている。律藏でも「妻が出家するときには夫の承諾を得なければならない」と定められているように<sup>(5)</sup>、妻が夫の承諾を得て、妻のみが出家するという場合もあったであろうが、普通は妻のみが出家する場合は、夫の死後であったであろう。法典類では女性は遊行の生活をするを許されていないし、林住期でも夫婦同伴が原則であったのではないと思われる<sup>(6)</sup>。

ここで問題としているように、釈尊が女性の出家をなかなか許されなかったということも考え併せると、女性の出家はインド文化の中では、かなり画期的なことであったと推測できる。またせっかく許された女性の出家が、インド的な伝統を踏襲する南方仏教圏で途絶えてしまったということも、社会的環境がそうしからしめたということ推測せしめる。このようなことを考えると、妻が出家する場合は、夫の死後が原則で、夫の承認を得て妻のみが出家するというは特殊ケース<sup>(7)</sup>と考えてよいのではなかろうか。

このように考えると『五分律』の伝承はにわかには信じがたい。ここでは浄飯王が出家を願い出たけれども、釈尊は反対されたとされている。出家には両親の許可を得なければならないという規定は浄飯王の願い出たもので、女性の出家が認められた後には、先に述べたよ



うに夫主の承諾を必要とするという定めが作られた。この『五分律』の伝承は、摩訶波闍波提の出家はこの定めを破ってはいないということを説話的に表現するためのものであったのではなかろうか。

この摩訶波闍波提の出家には常に釈迦族の女性 500 人が登場する。そして A 文献の〈1〉は彼女らを「諸老母」とし、〈8〉は「諸老女」、B 文献の〈6〉は「老母」とする。彼女らはおそらく、すでに出家してしまっていた多くの釈迦族の男性たちの妻あるいは母というイメージであって、他の資料はこうした説明の必要性を感じなかったのであろう。

要するに彼女らの夫や子供たちはすでに亡くなるか出家していたのであって、その出家にはあまり問題がなかったということであろう。このように考えると、摩訶波闍波提の出家は浄飯王の死が契機となったとするのが適当であろう。

- (1) 『増一阿含』034-002 (大正02 p.690 下)、『四分律』「衣鍵度」(大正22 p.860 中)、  
『五分律』「衣法」(大正22 p.140 下)、『十誦律』「受具足戒法」(大正23 p.151 中)、  
*Jātaka* 465 ‘Bhaddasāla-j.’ (vol. IV p.144)、*Dhammapada-A.* (vol. I p.336)、  
*Jātaka* 007 (vol. I p.133)、*Jātaka* 464 (vol. IV p.146)
- (2) *SN*.003-001-014 (vol. I p.082)、『雜阿含』1236 (大正02 p.338 中)、『別訳雜阿含』063 (大正02 p.395 下)、*SN*.003-001-015 (vol. I p.084)、『雜阿含』1237 (大正02 p.338 下)、  
『別訳雜阿含』064 (大正02 p.395 下)
- (3) 「モノグラフ」第1号 p.64
- (4) *MN*.089 ‘Dhammacetiya-s.’ (法莊嚴經 vol. II p.118)、『中阿含 213』「法莊嚴經」(大正01 p.795 中)
- (5) 比丘尼戒「度父母等不聽人戒」*Vinaya* ‘(Bhikkhunī) Pācittiya 080’ (vol. IV p.334)  
「いずれの比丘尼といえども父母あるいは夫主によって聽されざる式叉摩那を受具せしめれば波逸提なり」「夫主とは所有するところの者なり。(sāmiko nāma yena pariggahitā hoti)」、  
『四分律』「(比丘尼)波逸提 134」(大正22 p.762 中)、『五分律』「(比丘尼)波逸提 124 属人婦女、126 属夫婦人」(大正22 p.092 中)、  
『十誦律』「(比丘尼)波逸提 124」、  
『根本有部律』「(比丘尼)波逸提 121」、  
『僧祇律』欠「夫の許可あれば可能」ということは、「許可なく」の実態があったことをしめすもの。
- (6) 「モノグラフ」第7号、【論文6】「原始仏教聖典におけるバラモン修行者—*jaṭila* (螺髻梵志)と*vānaprastha* (林住者)」を参照されたい。
- (7) 夫の生前に夫人が出家した事例としては、ピンピサーラ王の妃ケーマーの例が知られる。

[3-4] 浄飯王の没年については必ずしも明白ではない。B 文献資料の〈1〉*AN-A.*、〈3〉*Therīgāthā-A.*は、「白傘の下(*setacchattassa heṭṭhā*)で、阿羅漢果を得て入滅し、その時摩訶波闍波提は出家の心を起こした」というから、「白傘の下で」を「王位にある時」と解するならば、浄飯王は国王在位中に亡くなったことになる。一方、律蔵の『破僧鍵度』によれば、釈迦族の子弟7人がアヌピヤー (*Anupiyā*) におられる釈尊の元で出家したとされるが<sup>(1)</sup>、その筆頭にはバディヤ (*Bhaddiya*) が挙げられていて、「バディヤは釈迦王として釈氏を治めていた (*Bhaddiyo Sakyarājā Sakyānaṃ rajjaṃ kāreti*)」とされるから、この時までに王位はバディヤに継承されていたことになる。

しかし、「釈迦族の政体は君主政と言うよりは、むしろ共和政もしくは寡頭政であったと捉えるのが従来一般の見解であり」、「釈迦族の間で、諸王家でなされていたような父子相続、嫡長子相続を原則とする王位継承が行われていたという形跡はまったく認められない」

とされるから<sup>(2)</sup>、バディヤ王の在位を浄飯王の没年と結びつけることはできない。したがって「白傘の下で」は「王位にあるとき」を意味するかも知れないが、これは後世の説話的な表現とするべきであろう。

赤沼智善訳『ビガンデー氏伝』は、「釈尊第5の雨期に97歳で死去」(p.260)とする。われわれは釈尊の最初の帰郷を成道13年とし、この時には浄飯王はまだ生存していたのであるから、この説には従えない。ただし『ビガンデー氏伝』は基本的なところでパーリの *Nidānakathā* を拠り所としており、これによれば帰郷は第1の雨期の後になるから矛盾がないのであるが、第5の雨期に97歳で死亡が何を根拠にしているか分からない。

水野弘元氏はその根拠を示しておられないが、「父王は仏の成道10年ころに亡くなられたとすれば、その時彼は約80歳となり、年齢的に無理はない」とされている<sup>(3)</sup>。これもその死が摩訶波闍波提の出家の直前であったとすれば、我々の意見とは合致しない。

『浄飯王般涅槃經』(大正14 p.781上)は、浄飯王の臨終に釈尊、難陀、阿難、羅云が立ち会ったことを述べるが摩訶波闍波提は登場しない。ただ、難陀、阿難、羅云が出家した後のことを伝えるのみである。もちろん信じるに足らない資料であり、これによってその死の時期を判断する情報が与えられるわけでもない。

このように浄飯王の死亡時期ははっきりしない。とにかく今は我々の意見をもとにすれば、カピラヴァットゥへの成道後最初の帰郷である成道13年から、摩訶波闍波提の出家までの間で、これが摩訶波闍波提の出家の動機となったとするならば、後者に近い年ということになる。

(1) *Vinaya* 「破僧健度」(vol. II p.180)、『四分律』 「僧残 010」(大正22 p.590中)、  
『五分律』 「僧残 008」(大正22 p.016下)

(2) 土田龍太郎「釈迦族の王位継承」(『仏教文化』23 平成元年2月 東大仏教青年会)

(3) 水野弘元『釈尊の生涯』(p.44注③) 釈尊は父王の35歳ころに生まれたという推測によって計算されたもの。これは難陀が釈尊より20歳年少とすれば、彼は父王の55歳くらい時の子供であろうという推測から類推されたものようである。

[3-5] 以上のように「カピラヴァットゥでの懇願」は、浄飯王が亡くなった後であると考えられるが、その時期については阿難が侍者になってから以降という以外の情報は得られない。もっともこれに先立って新衣の布施のエピソードがあり、これにも侍者として阿難が登場するから、この「懇願」がそれよりも後であることは明らかである。

また先の【3】「新衣の布施」のところで紹介した資料によれば、この時浄飯王が登場するのは『五分律』とB文献資料の *MN.-A.* (vol.V p.66) のみで、他には登場しない。浄飯王が重要な役割を演じていないので記されていないだけかも知れないが、あるいはこの時にはすでに浄飯王が亡くなっていたかも知れない。そして浄飯王の死と、この布施と、そして出家の三者は互いに関連しあっているのかも知れない。

[3-6] なおこの懇願の時に摩訶波闍波提が沙門果を得られるかどうかと質問したとするもの〈1〉〈8〉〈5〉〈6〉と、これを記さないものがある。記さないものは後に阿難が釈尊に質問したことになる。後述するように、釈尊が女性の出家を許された最大の理由は、女性であっても男性と同じように修行の成果が得られるということであったと考えられるから、この質問がたといこの時になされなかったとしても、女性の出家を許すべきかどうかという問題が生じたときから、釈尊には避けて通れない事実として自覚されていたであら

う。

[4] 次に「女性の出家が許されない理由」を検討する。

[4-1] 女性の出家を許されなかった理由は、家に女が多く男が少ないと衰微するように、稲田にカビや雹などが降ると荒れるように、女性が出家すると正法が衰退するということがある。この理由が語られる場面を、摩訶波闍波提に直接語られたとするもの=〈4〉、阿難が仲介したときに語られたとするもの=〈1〉〈8〉〈5〉〈6〉と、正法が500歳に減じたことを嘆かれたとき=〈2〉〈3〉〈5〉とするものがある。なお〈4〉は阿難に対しても語られる形をとっている。

他に往古の諸仏も許されなかったということを理由の一つにするもの=〈5〉もある。しかし逆に往古の諸仏は許されていたのに、釈迦牟尼仏のみ許されないと阿難が説得したとするもの=〈8〉もある。

また〈8〉は、女人が如来正等覚者・転輪聖王・帝釈天・魔王・梵天になれないなどの五事をその理由として出す。資料紹介のところでは触れなかったが、付けたりのような形であるが、〈1〉〈5〉〈8〉〈6〉〈8〉にもこれが述べられている。

[4-2] 以上から、釈尊が女性の出家を許されなかった主な理由は、家に女が多く男が少ないと衰微するように、稲田にカビや雹などが降ると荒れるように、正法が早くに廃れるということであったことが分かる。すなわち教団維持という視点からは、女性が男性からなる出家サンガに混じることになると、墮落の原因になるということであろう。

そこでこれを許すに際しては、〈1〉が「魚師が深水に塙を作って水が流れないようにするように」、〈2〉〈3〉〈6〉が「大池に堤防を設けて水の氾濫を防ぐように」、〈8〉が「巧に水底を行く者が水中に羅網を施して水が流れないようにするように」、〈5〉が「種田人が隄堰を作って水が流れないようにするように」八重法を定められた。〈4〉は少しく異なって「人が大水上にあって、橋梁を安んじて渡るように」とするが、まさしく女性に厳しい極めて差別的な規則を作って、これを予防しようとしたわけである。ここからも許されなかった最大の理由が教団維持のためであったことを如実に推測できる。

[4-3] しかし最終的には、釈尊は女性の出家を許された。阿羅漢果までの四果が男女の差なく得られることが、その最大の理由であると考えられるが、五事のことを考えるとそう単純ではなくなる。如来正等覚者などを考慮の中にいければ、男女は平等ではないということになるからである。

しかしこの五事は付けたりのような形で記されている。おそらく本来あったストーリーとは別であって、後世の付加であろう。一般的にも五事は後世に形成されたものと考えられている<sup>(1)</sup>。

それにしても女性が出家すると正法が長続きしない、それ故に釈尊は女性の出家を認めようとされなかったということ自体も非常に重い。そして正法が千年続くところが五百年になったとするなら、由々しいことである。阿難が第1結集の時に、これをもって批判されたということもあながち不当なことではない。

また伝承をそのまま信じるとすれば、釈尊はこれほど重大なことを承知の上で、女性の出家を認められたということもまた銘記しなければならない。

(1) 植木雅俊『仏教の中の男女観』（岩波書店 2004年3月）p.161以下参照

[5] 「釈尊の後を追う」を検討する。

[5-1] 釈尊がカピラヴァットゥから次に至られた場所には資料によって違いがある。〈1〉は那摩提とし、〈8〉は那婆提、〈5〉は那私県とする。同じところをさしているようにも思えるが、これがどこか分からない。〈2〉〈3〉〈3〉〈4〉はヴェーサーリー・大林重閣講堂とする。そして〈4〉〈5〉は舎衛城・祇園精舎、〈5〉は販葦聚落とする。〈7〉は漢訳の『僧祇律』であって、ここにはどこも示さないが、サンスクリット本では舎衛国の祇園精舎とする<sup>(1)</sup>。おそらくこれらのうちのいずれも、それほど信頼性の高いものではないであろう。摩訶波闍波提たち女性が、釈尊の後を追って遊行したというのであるから、それほど遠い場所ではない、だから王舎城は上げられなかったというくらいのところであろうか。

(1) Gustav Roth ed.: *Bhikṣuṇī-vinaya* Patna, 1970 p.006

[5-2] このとき女性たちは剃髪し、袈裟を着けていたとするものがある。〈2〉〈3〉〈4〉〈5〉〈8〉〈3〉〈5〉がそれである。

このように剃髪し、袈裟を着けるということは、「モノグラフ」第7号に掲載した「原始仏教聖典における婆羅門修行者—*jaṭila*（螺髻梵志）と *vānaprastha*（林住者）」において述べたように、バラモン教的な出家を表すと考えられる。要するに隠遁生活に入ることである。〈8〉〈5〉は釈尊は仏教における出家を許されなかったが「梵行を行え」と説かれたとされている。また〈4〉は「在家のままで剃髪し、袈裟衣を着けた」とする。これらもそのような意味での出家と見ることができる。

比丘尼波羅提木叉においては「比丘尼」の定義として、「比丘尼とは、乞食するという意味の比丘尼 (*bhikkhā ti bhikkhunī*)、乞食行を専らとする (*bhikkhācariyaṃ ajjhupagatā*) という意味の比丘尼、弊衣をつける (*bhinnapaṭadharā*) という意味の比丘尼、沙門 (*sāmaññāya*) としての比丘尼、自称 (*paṭiññāya*) の比丘尼、善来比丘尼 (*ehi bhikkhunī*) としての比丘尼、三歸依具足戒 (*tīhi saraṇagamaṇehi upasampannā*) としての比丘尼、賢善 (*bhadrā*) 比丘尼、真実 (*sārā*) 比丘尼、学 (*sekhā*) 比丘尼、無学 (*asekhā*) 比丘尼、両部の和合サンガにおいて白四羯磨によって遮難なく具足戒を受けた (*samaggena ubhatosaṃghena ṇatticatutthena kammaṇa akuppena ṭhānārahena upasampannā*) という意味の比丘尼があり、そのなかの両部の和合サンガにおいて白四羯磨によって遮難なく具足戒を受けたものがここにおける比丘尼である」とされるから、出家にもさまざまな形があったことが分かる。そして「両部の和合サンガにおいて白四羯磨によって授戒された者」が、仏教の正式な比丘尼であるということである。

[5-3] このようにもし摩訶波闍波提が出家、ないしは出家のつもりで家を出て、剃髪し袈裟を着けて釈尊を追ったとすると、ここには後には引けない、なにがなんでもという断固たる必死の思いがあったものと想像できる。このような思いが阿難を動かしたのであろう。

[6] 「阿難の説得」を検討する。

[6-1] 阿難は最初は、摩訶波闍波提の願いをそのままの形で伝えたが、釈尊はこれを拒絶された。そこで女性も四果（あるいは第四果）を得ることができるということと、【2】

の「釈尊の養母としての摩訶波闍波提」において詳しく紹介したように、釈尊にとってはいやしくも養母として大恩ある方であるということを理由に、重ねて摩訶波闍波提の出家の願いを聞き届けるようにと迫った。これは懇願とか懇懇というよりもまさしく説得というべきであろう。釈尊にこのような態度を取りえた者というのは、提婆達多などの反逆者を除いてはこの阿難しかいないであろう。確かに摩訶迦葉は釈尊の命に逆らうということがあったが<sup>(1)</sup>、彼は釈尊が半座を分かたれるほどの地位にあったからである。したがって阿難がこのような態度を取りえたということは、まさに阿難が特別な地位にあったということ意味する。

「阿難伝試稿」に書いたように<sup>(2)</sup>、阿難は単なる侍者ではなく、釈尊教団の秘書室長的な役割を果たしていた。今のこのシーンの阿難もそのようなものを想像させる。しかもこの様子は、なりたてはやほやの秘書室長ではなく、すでに貫録がでた重役級の秘書室長という印象を与える。秘書室長になってから少なくとも4、5年は経過していたと考えるべきであろう。

作業仮説としてこれを阿難が侍者になってから5年目と仮定するとすれば、そして[3-5]に書いたように、浄飯王の死と新衣の布施と摩訶波闍波提の出家が互いに関連しあっているとすれば、これに先立つ新衣の布施は4年目、浄飯王の死はさらにこれに先立つ3年目というくらいが適当かも知れない。あるいは『五分律』がいうように、新衣の布施と出家の願い出がほとんど重なる時期であったとしても、出家の願い出からその許可までにほぼ1年間を要したということもありえたであろう。

摩訶波闍波提の年齢をもとにしていけば、彼女は釈尊とは12歳違いであり、浄飯王が入滅したのは、阿難が侍者になった3年目とすれば釈尊成道23年目にあたるから、釈尊は58歳、彼女が70歳ということになる。そして新衣の布施は71歳、出家が72歳ということになる。彼女の出家に果たした阿難の役割を考えるならば、侍者になってから10年以降としたほうが、説得力がありそうであるが、しかしそれでは彼女の年齢が高くなりすぎるので5年と想定したのである。先に摩訶波闍波提と一緒にあった釈迦族の女性たちを「老母」「老女人」とする資料があることを紹介したが、これらは彼女らが相当の年齢であったことをイメージしているわけである。

もっともこんな年齢では、出家しても十分な活動ができなかったであろう。これについては後に検討する。

(1) 「モノグラフ」第9号 p.035

(2) 森「阿難伝試稿」p.43以下に、その理由を詳しく書いた。

[6-2] なおこの時釈尊は、A文献資料の〈1〉〈4〉〈5〉〈8〉とB文献資料の〈5〉は、阿難に対して自分も摩訶波闍波提に三帰五戒を与え、四諦における疑惑を越えさせたと応答されたことになっている。四諦の疑惑を越えたということは預流果を得たことを意味するのであろう。〈4〉ははっきりとそう記しているし、またパーリ系では *Dhammapada-A.* (vol. I p.115) や *Theragāthā-A.* (vol. II p.032) も同様に記している。そこで〈1〉と〈4〉は女性が獲得できるかどうかという果を「四沙門果」としないで、わざわざ「第四沙門果」とするのであろう。なお〈5〉は三宝帰依しか言わない。要するに自分は摩訶波闍波提に恩義があるけれど、その恩義はすでに返しているということであろう。

また三帰五戒を与えたということは、出家を願い出る前に摩訶波闍波提は優婆夷としての戒を授けられていたということになる。あるいはそれは *Dhammapada-A.* が言うように、釈尊成道後最初の帰郷の時であったかも知れない (vol. I p.115、Burlingame Book1-9 vol. I p.281)。そしてそれ以上に、預流果を得ていたということになれば、在家信者としての修行がかなり進んでいたということであって、出家を希望するに至るまでにそれなりの時間的経過があったということを表すかも知れない。

我々の想定通りに帰郷が成道 13 年で、この時に摩訶波闍波提が釈尊のもとで優婆夷になったとするなら、これは彼女の 60 歳の時であって、その 12 年後に出家を願い出たことになる。

[6-3] この阿難の説得によって釈尊は女性の出家を許された。再三再四、摩訶波闍波提が出家を懇願したにも拘わらず釈尊は頑としてこれを拒絶されていた。しかしながらこの阿難の説得に対しては、意外と簡単にこれを許されたような印象を与える。しかし釈尊はこの歴史的な決断をされるに至るまで、心の中では熟慮を巡らされていたであろう。この熟慮の時間と、出家を許された理由については後に検討する。

[7] 「八重法の制定」と「摩訶波闍波提、比丘尼となる」については次節において検討する。

[8] 「正法五百歳に減ず」を検討する。

A 文献の〈2〉〈3〉〈4〉と B 文献の〈8〉は、これは阿難に説得されて女性の出家を許した場面で語られる。しかし A 文献の〈1〉〈5〉〈8〉と B 文献の〈6〉はこれを、女性たちが年少の比丘に長老尼を敬礼させてほしいと要求した場面に語られたとする。だからいわないこっちゃない、という感じになっているわけである。いずれにしても、女性を出家させたことによって正法千年が五百年減じて五百年しか続かないという。

たとい後世に作られた伝承であったとしても、末法の世の到来を後世の人々がどれくらい恐れたかということを考えると、これは大変重いものと受け取らなければならない。女性の出家はこれくらいインパクトの強いものであったのであろう。あるいはある時点で女性の出家者の存在はサンガのためにならないということをもって経験したことがここに反映されているのかも知れない。それ故に阿難は結集の際にこれをもって糾弾されるという伝承も生じたのであろう。南方仏教圏において比丘尼が正式に認められないのも、こうした伝承が影響しているのかもしれない。